

論点メモ（案）

論点1 住居荒廃とその住人をめぐる現状と問題

- 「住居荒廃」の定義・類型化
- いわゆる「ごみ屋敷」や樹木の繁茂といった住居の荒廃の実態
- 高齢者の増加と「セルフ・ネグレクト」の社会的認知度の高まり
- 空き家問題の予防としての住居荒廃対策

論点2 住居荒廃への対処策と課題

- 既存法に基づく対応
 - ・廃棄物処理法 →「廃棄物」への該当性判断の難しさ
 - ・道路交通法 →命令権者の警察署長（都道府県）との協力関係
 - ・消防法 →火災リスクの認定の難しさ
 - ・建築基準法 →「保安上危険な建築物等」への該当性判断の難しさ
(当該都市自治体が建築主事を置いていない場合) 都道府県との協力関係
(・空家対策特措法)
(・民法 709 条、717 条)
(・刑法 204 条 [傷害罪])
- 対策条例の制定
 - ・条例の類型化 (法律実施条例・独立条例、目的・趣旨規定、所管部局)
 - ・対象となる住居荒廃の定義、措置内容、権限行使の要件
 - ・補助金などのインセンティブの付与
 - ・審議会といった第三者機関や専門職の活用 ←客観性・専門性・公平性の確保
- 財産権への配慮
 - ・憲法 29 条 1 項と同条 2 項にいう「公共の福祉」とのバランス
- 諸外国における法制度等
 - ・ドイツ：住宅監査法 (Wohnungsaufsichtsgesetz) (NRW 州、ヘッセン州、ベルリン市、ハンブルク市)
『荒廃不動産 (いわゆる「スクラップ不動産」) への法的対応の手引き (連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省 2014 年)』
 - ・フランス：「荒廃区分所有建物」(区分所有法典)
 - ・アメリカ：反溜め込み条例 (Anti-Hoarding Ordinance)、住宅安全法

論点3 セルフ・ネグレクトや事理弁識能力を欠く住人への対処策と課題

- 積極的に行政サービスを利用しようとならない者への対処
 - ・人格権への配慮
 - ・行政側の能動的なアウトリーチの必要性 (申請主義からの転換)
 - ・法的根拠—老人福祉法、高齢者虐待防止法

- 都市自治体による成年後見制度の積極的な利活用の促進
 - ・成年後見等開始の市町村長申立て
 - ・「市民後見人」の育成及び活用
- 地域コミュニティや福祉関係団体との協力関係の構築
 - ・自治会などの地域コミュニティによる見守り・支援
 - ・福祉サービスとの切れ目のない支援体制の構築
- 事理弁識能力を欠く者に対する、罰則や氏名公表といった不利益的措施の妥当性
- 諸外国における取組み
 - ・イギリス：成年後見法（the Mental Capacity Act 2005 in the UK）
 - ・ドイツ：世話法（Betreuungsgesetz）（社会都市、コミュニティマネジメント）
 - ・アメリカ：成人保護機関（Adult Protective Services）による支援

論点4 住居荒廃とその住人への総合的な対応策（政策法務、地域福祉）の可能性

- 対物的措置と对人的措置の総合的な対応策
 - ・住居荒廃とその住人の両方にアプローチする施策の必要性
 - ・強制的措置と福祉的支援のバランス
- 総合的な対応のための体制づくり
 - ・庁内間連携（環境部局・福祉部局・建築部局・住宅部局・地域部局間の連絡調整）
 - ・地域コミュニティとの連携（自治会・社会福祉協議会・協議会型住民自治組織・NPO）
- 現行法制のもとでの条例立案や施策実施の限界
 - ・法改正や新規立法を必要とする事項